

「第57回文化財防火デー」

1月26日(水)「第57回文化財防火デー」にともなう防災訓練が笠間稲荷神社で行われました。拜殿でおきた火災を想定し、避難訓練および笠間消防署・地元消防団・自衛消防隊による一斉放水が実施されました。「文化財防火デー」は、昭和24年1月26日に法隆寺金堂壁画が焼損したことを受け、文化財の保護と文化財愛護の意識を高めることを目的に定められました。それにともない、笠間市では、毎年市内にある文化財の消防設備点検および防災訓練等を行っています。文化財を災害から守るためには、日頃の防災体制や地域住民との連携、文化財を大事にしようとする気持ちが必要です。「文化財防火デー」を通して、文化財という貴重な財産をみんなで守っていく意識を高めていきましょう。



国指定重要文化財(仏像)が開帳されます

茨城県内には国指定重要文化財の仏像が14躯あります。そのうち笠間市には4躯あり、県内では最多の保有となっております。これらの仏像はいずれも鎌倉期以前の製作で、3躯は初代笠間城主笠間時朝により寄進されたものです。この貴重な仏像が来る4月8日「花祭り」(釈迦の誕生日を祝う祭り)の日に一斉にご開帳されます。皆さんもぜひこの機会に、市民の共有財産でもある仏像を拝観されてはいかがでしょうか。



木造弥勒仏立像

【開帳詳細】

名称(所有者)	所 在	開帳時間
木造薬師如来坐像(岩谷寺)	来栖2696	午前8時30分～午後5時30分
木造薬師如来立像(岩谷寺)	来栖2696	午前8時30分～午後5時30分
木造千手観音立像(楞嚴寺)	片庭775	午前8時30分～午後5時30分
木造弥勒仏立像(弥勒教会)	石寺429	午前8時30分～午後4時

市長コラム

役所と市民の役割

役所は「役に立つ所である」と言われます。

市役所には毎日さまざまなご意見ご要望が、窓口をはじめメールや手紙、電話等で寄せられます。「なるほど」「ごもっとも」と思うご意見も多いです。しかし反面、「役所が対応する事柄なのか?」と疑問に思う事例もあります。役所は、市民の声に真摯に耳を傾け相談に応じなければなりません。ですが、「何でもする所」でもありません。市民の方々にも自己責任が伴うような事案については、個人の責任として対応していただくべきものと考えます。もちろん、日常生活の上で支援が必要な方



岩間駅起工式(2/2)

は、保障制度を有効に活用していただきたいと思っています。

現在、市では協働のまちづくりを進めています。市の役割(公助)、市民の役割(自助)、協働の役割(共助)の意識を持ち、一緒になって行政に参加をしていただき、まちづくりを進めることが必要です。

市では、市民と行政の協働事業の一環として、平成23年6月から市民参加型のボランティア活動に対してのポイント制度の社会実験を行います。この制度は市が主催する事業等にボランティアとしてお手伝いいただいた方にポイントを付与し、点数によって記念品や利用券、地域貢献事業に交換できる制度であります。ボランティア活動の支援と市民との協働事業を目的としています。ぜひご参加いただき、ポイントを活用してください。

「役所の指示で動いている」から、自分しかできない分からないことを行うことで「共に助けあう」思いを共有したいと願います。

笠間市長
山口伸樹